#### 上天草市市税等滞納処分執行停止事務取扱基準

令和4年4月7日

(趣旨)

第1条 この基準は、市税等(国民健康保険税及び本市が賦課徴収する個人の県民税を含む。以下同じ。)の徴収事務を適正に処理するため、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条の7第1項各号の規定により滞納処分の執行を停止する場合(法第15条の8の規定によりその停止を取消すときを含む。)の取扱い及び法第15条の7第5項に規定する即時消滅を実施する場合の取扱いを的確かつ適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

(滞納者等の状況及び調査等の指針)

第2条 滞納者等の状況に応じた実態調査、財産調査等に当たっての指針は、概ね次の とおりとする。

滞納者等の状況	調査等の指針
国税若しくは県税又は転出先の住民登録地の市町村民税等の滞納において、 執行停止処分になっている場合	他機関の処分状況を援用し、本市が必要 な調査を実施したものとみなす。 ただし、財産調査等により滞納処分可能 な財産が発見されたときは、この限りで はない。
市内に住民登録があり、かつ、市内に 居住している場合	預貯金その他の財産調査を実施する。 なお、前述の調査で差し押さえ等の処分 可能な財産がない場合には、前住所地の 主要銀行の預金調査等を実施する。
市内に住民登録があり、所在不明の場 合	預貯金その他の財産調査及び現地調査を 実施する。 なお、前述の調査で差し押さえ等の処分 可能な財産がない場合には、前住所地の 主要銀行の預金調査等を実施する。
転出者で、かつ、市外に居住している 場合	住所登録地の市区町村長への実態調査及 び預貯金その他の財産調査を実施する。 なお、前述の調査で差し押さえ等の処分 可能な財産がない場合には、前住所地の 主要銀行の預金調査等を実施する。
転出者で、郵便物が不達になった場合	住所登録地の市区町村長及び本籍地への 実態調査及び預貯金その他の財産調査を 実施する。

法人の破産手続において、免責決定 (同時破産廃止決定による免責を含 む。)があった場合	関係書類の写しの提出を受けることにより、財産調査を実施したものとみなす。
滞納者が死亡した場合で、現年度の固 定資産税の課税がない場合	配偶者、直系卑属及び直系尊属の1親等 の戸籍調査を実施する。 ただし、2親等以降の相続人が相続した 場合には、その限りではない。
滞納者が死亡した場合で、現年度の固 定資産税の課税がある場合	法定相続人の戸籍調査を実施する。
個人について、概ね1年以内に預貯金 その他の財産調査を行った場合	再度の財産調査は、行わない。
法人の実態が不明である場合 (郵便物不達、電話不通、所在不明 等。市外の回答機関から、該当なし、 法人市区町村民税発生せず、廃業等と の回答があった場合)	財産調査及び商業登記簿調査を実施する。

(無財産の場合における滞納処分の執行停止の判定基準)

- 第3条 法第15条の7第1項第1号に規定する「滞納処分をすることができる財産がないとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。
  - (1) 国税徴収法(昭和34年法律第147号)第75条から第78条までに規定する差し押さえ禁止財産以外に、差し押さえることができる財産がないとき。
  - (2) 差し押さえた財産又は差し押さえようとする財産の換価価値について、市税 等に優先する他の債権の弁済に充てられたとした場合に、その後の残余金が生じ る見込みがない事情が明らかであるとき。
  - (3) 差し押さえようとする財産が、公売に付しても落札の見込みが低い、又は換価価値が著しく低いと見込まれる具体的な状況があるとき。
  - (4) 滞納者の財産に対する強制換価手続に係る交付要求又は債権現在額申立書の 提出に基づく換価代金が交付され、又は交付されないこととなったとき。
  - (5) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産手続、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続の開始の決定が行われた滞納者で、執行機関に対して交付要求を行った場合に、個別財産に対する抵当権等の別除権の実行によりその後の残余金を生じる見込みがない事情が明らかであるとき。
  - (6) 差し押さえの対象となる全ての財産について差し押さえ、換価(債権の取立 てを含む。)を完了したが、なお徴収できない市税等があるとき。
  - (7) 滞納者で、国税又は県税の滞納において、執行停止処分になっているとき。

- (8) 現年度の固定資産税の課税がない場合で、住民登録地で執行停止処分となっているとき。
- (9) 滞納者が転出し、現年度の固定資産税の課税がない場合で、住民登録地で滞納金額が30万円以上となっているとき。
- (10) 滞納者が禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていないとき。
- (11) 滞納者が国内に財産を有しない場合で、出国したことにより徴収困難となったとき。
- (12) 滞納者が死亡し、現年度の固定資産税の課税がない場合で、納税義務を継承する配偶者、直系卑属及び直系尊属の1親等について前号のいずれかに該当するとき。なお、2親等以降の相続人が相続した場合にも、同様とする。
- (13) 滞納者が死亡した場合で、現年度の固定資産税の課税がある場合には、相続人全員が相続放棄し、又は相続人がいないとき。現年度の固定資産税の課税がない場合には、第2条滞納者等の状況及び調査等の指針に従い、原則配偶者、直系卑属及び直系尊属の1親等までが相続放棄したとき。ただし、第3号の規定に該当しない財産がある場合には、この限りではない。
- (14) 滞納者が死亡した場合で、相続人が限定承認し、当該相続財産に差し押さ えるべき財産がないとき。

(生活困窮の場合における滞納処分の執行停止の判定基準)

- 第4条 法第15条の7第1項第2号に規定する「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。
  - (1) 滞納者が、生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者と なったとき。
  - (2) 滞納者が生活保護の適用水準に近い生活困窮者であって、滞納処分をすることにより生活保護法に規定する被保護者となるおそれがあるとき。
  - (3) 個人の市県民税が非課税となる低所得者であって、資力の回復が困難と認められるとき。ただし、未申告のときは除く。
- 2 法第15条の7第1項第2号は、法人において「滞納処分をすることによって営業の継続を著しく困難にさせるとき」を含むものとして類推して適用することができるものとし、本市の滞納処分を契機として他の債権者の権利実行により債務超過が顕在化し、廃業又は破産を余儀なくさせる等、今後の営業の継続を著しく困難にさせる事情が生じるおそれがある場合に適用するものとする。

(所在不明の場合における滞納処分の執行停止の判定基準)

第5条 法第15条の7第1項第3号に規定する「その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 市税の賦課徴収に係る各種文書の送達を公示送達により行った場合で、住所 又は居所若しくは連絡先が引き続き不明であり、かつ、財産の存否が不明である とき。
- (2) 督促状又は催告書が返戻されたため実態調査を実施したが、所在及び財産の 存否が不明であるとき。
- (3) 転出先とされる市区町村に実態調査の依頼をした場合に、不明との回答を得たとき。

(課税年度及び税目等による区分停止の実施)

第6条 滞納者の資力等を勘案して、全体の滞納市税等のうち、課税年度、税目等又は相続し、若しくは承継した市税等債務について区分し、滞納処分の執行停止を行うことができるものとする。

(滞納処分の一部執行停止の判定基準)

- 第7条 執行停止相当事案が次の各号のいずれかに該当するときは、一部を執行停止することができる。
  - (1) 滞納処分により差し押さえた債権について、取立てを継続した場合、完納までに5年を超える期間を要すると認められるとき(本人の承諾による滞納処分を含む。)、又は、債権差押後新たな滞納が発生し続ける場合には、再度の差押の検討を行い、差押実施後、完納までに最大5年を超えるとき。なお、国税徴収法第63条ただし書きの規定による差し押さえを適用した場合には、この限りではない。
  - (2) 強制換価手続の執行機関に対して交付要求している場合で、配当を受けるまでに1年以上の期間を要すると認められるとき。
  - (3) 滞納処分により差し押さえた不動産について、その不動産を再公売に付して も売却できない場合で、今後、換価に1年以上の期間を要すると認められると き。
  - (4) 分割納付を履行中の給与、年金所得者及び事業者がその分割納付を今後も継続した場合、完納までに原則として再度誓約を結んだ後、3年間納付を継続してもなお、完納に至らないとき。
- 2 前項第4号の期間の分納誓約を除いた額について一部執行停止を行う場合は、滞納者及び滞納者と生計を一にしている親族と接触を図り、次の各号について留意しなければならない。
  - (1) 滞納者が現年度課税分を含む分納誓約について、誠実な納付意思を有していること。なお、分納額については、そのことが原因で生活困窮に陥り、再び滞納が発生することがないよう、十分な収支聴取により決定すること。
  - (2) 国民健康保険税の納税義務者に滞納処分できる財産がない場合は、滞納者と 生計を一にしている親族の中で最も所得が高い者など、それ相応の者を世帯主に 変更させること。
  - (3) 分納誓約が不履行となれば、停止措置は取消しとなる旨を告げること。

(4) 収入が著しく増加した場合、また、それ相応の換価価値がある他財産が発見された場合の停止措置は取消しとなる旨を告げること。

(滞納処分の執行停止の手続)

- 第8条 滞納処分の執行停止の決定は、執行停止決議書(様式第1号)により行うものとする。
- 2 前項の規定による決定をした場合は、当該決定をした日から毎年滞納処分の執行停止の継続について確認しなければならない。ただし、法第15条の7第5項の規定により、徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅した場合は、この限りでない。

(滞納処分の執行停止の通知)

第9条 前条第1項の規定により滞納処分の執行停止の決定をした場合における法第1 5条の7第2項の規定による通知は、執行停止通知書(様式第2号)により行うもの とする。

(即時消滅の判定基準)

- 第10条 法第15条の7第5項に規定する「徴収金を徴収することができないことが明らかであるとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。
  - (1) 解散した法人又は解散登記はしていないが廃業して事業再開の見込みがない 法人について、第3条又は第5条の規定に該当する事実があると認められると き。
  - (2) 破産法により破産宣告を受けた法人について、破産手続が終了していないため破産管財人に納税通知書を送付した場合において、第3条の規定に該当する事実があると認められるとき。
  - (3) 株式会社について会社更生法による更生計画が認可決定された場合において、その更生計画において未納の市税等が認められず、その会社が免責されたとき。
  - (4) 法人について民事再生法による再生計画が認可決定された場合において、その再生計画において未納の市税等が認められず、その法人が免責されたとき。
  - (5) 法人が破産法による破産宣告を受け、市税等が同法第148条に規定する財団債権として取り扱われたが、全ての未納額に配当を受けることなく破産手続が終了したとき。
  - (6) 相続人が不存在の場合又は全ての相続人が相続を放棄した場合において、その相続財産法人について、第3条の規定に該当する事実があると認められるとき。
  - (7) 相続を限定承認した相続人が、その相続によって継承した財産の価値を限度として納付(換価を含む。)しても、なお未納があるとき。
  - (8) 滞納処分による換価を行った後において、なお未納がある場合であって、第 3条の規定に該当する事実があると認められるとき。

(9) 高齢者、寡婦(夫)、身体障害者(精神障害者及び知的障害者を含む。)又は入院加療中(概ね3か月以上)の者であって、第4条第1項第1号の規定に該当する事実があると認められるとき。

(滞納処分の解除の時期)

第11条 既に差押等の滞納処分を行っている場合において、法第15条の7第1項第 1号又は第3号を理由とするときは、執行停止の前に滞納処分の解除を行うものと し、同項第2号を理由とするときは、執行停止を行った後に滞納処分を解除するもの とする。

(滞納処分の執行停止の取消要件)

- 第12条 法第15条の8の規定により滞納処分の執行停止を取り消す場合は、次の各 号のいずれかに該当する場合とする。
  - (1) 滞納者が滞納処分の対象となり得る財産を取得したとき。
  - (2) 滞納者の住所又は居所及び滞納処分の対象となり得る財産の所在が判明したとき。ただし、徴収の見込みが生じた場合に限り、執行停止を取り消すものとする。
  - (3) 生活保護を廃止されたとき。ただし、執行停止を直ちには取り消さず、生活 状況を調査し、取り消すか否かを決定するものとする。

(滞納処分の執行停止の取消しの手続)

第13条 第8条の執行停止の決定をした場合において、法第15条の7第1項各号のいずれにも該当しないことが判明した場合には、法第15条の8第1項の規定に基づき速やかに滞納処分の執行停止取消決議書(様式第3号)により、その取消しを決定しなければならない。

(滞納処分の執行停止の取消しの通知)

- 第14条 滞納処分の執行停止の取消しの決定をした場合における法第15条の8第2 項の規定による通知は、執行停止取消通知書(様式第4号)により行うものとする。 (滞納処分の執行停止の取消し後の新たな滞納処分)
- 第15条 滞納者について滞納処分を開始した後に執行停止を実施した場合で、その執行停止を取り消したときは、執行停止前の滞納処分を続行するのではなく、新たな滞納処分を行うものとする。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から適用する。

改 正 令和4年8月2日

### (表面)

			執	行	停	止	決	議	書			
										年	月	日
滞納	住	所										
者	氏	名										
滞納者滞納額												
停止要件												
決定日												
停止事由												
備考												

## (裏面)

	滞納処分の停止調査書														
滞	住	所•	所	在	地										
納	か				な		生年月日								
者	氏	名	•	名	称										
		調査事	項			調査日	調査日調査顛末								
所	直	近 σ.	郵	便	物										
在 調	住	所	地	調	査										
査	近	隣	訓		査										
	中本	Η.,	=6	FI .	*										
由	聴	取	訓	ij	査										
事 業	商	業 登	記簿	調	査										
調															
査	役	員 •	清	算	人										
課	過	誤	紒	<b>5</b>	金										
内 調	賦	課	牞	t	況										
查	法	人台	帳 の	除	却										
		預	貯	金	等										
		売	掛	金	等										
		不	動		産										
	債権	電影	舌 加	入	権										
財		その	他 0	) 債	権										
産		自	動		車										
状 況		動			産										
	債務	債	権		者										
	租	都道原	存県稅	事務	务所										
	租税債務	役	所(往	设 :	場)										
	務	税	務		署										
第二	二次	、納	脱義	務	者										
` <del>±</del>		<b>—</b>	Æ		T.E.	以上調査	のとおり、滞納	処分をすること	ができる財産がないた						
適	•	用	条		項	め、滞納処	分の執行を停止	<u>-</u> するものである。	0						
そ 0	り他	. の st	诗 記	事	項										
以上	Lのと	おり相き	違あり	ません	ん。										
						年 月	日								
						所属	J	氏名							

# 様式第2号(第9条関係)

			執	行	停	止	通	知	書	
									第	号
									年 月	日
住用	沂									
氏名	<u>ደ</u>									
									熊本県上天草市長	印
滞	住	所								
納者滞納	氏	名								
滞										
納										
額										
決定										
日										
備考										
考										

## 様式第3号(第13条関係)

			執	行	停	止	取	消	決	議	書			
												第		号
												年	月	日
滞	住	所												
者	氏	名												
滞納者滞納額														
取消														
取消要件														
停 止														
日														
取消														
日日														
備考														

## 様式第4号(第14条関係)

			執	行	停	止	取	消	通	知	書			
												第		号
												年	月	日
住用														
氏名	ř													
										能	本県上	ま甘ま	ī.Ę.	印
										711	******* <u>-</u>	·/\+'I	- 1	-1,
滞	/>	=r												
納	住	所												
者	氏	名												
滞納														
額														
取														
消要														
件														
取														
消														
日														
備考														
考														